

## 和泉市職員措置請求書

### 件名

稲田前和泉市長への逮捕拘留期以降の期間について支給した給与の返還請求

### 1. 請求の要旨

#### (1) 請求の対象行為

和泉市は逮捕拘留された稲田前市長へ平成 17 年 4 月分として 986,222 円及び 5 月分として 982,822 円の給与を支給した。

#### (2) 前記行為の違法・不当の理由

##### ・事実関係

平成 17 年 4 月 13 日 競売入札妨害容疑で逮捕  
平成 17 年 4 月 15 日 林助役市長職務代理者に  
平成 17 年 5 月 2 日 競売入札妨害容疑で再逮捕、同日起訴される  
平成 17 年 5 月 6 日 稲田前市長辞表提出  
平成 17 年 5 月 26 日 稲田前市長失職

##### ・市長失職までの期間の不当性

市長は平成 17 年 4 月 13 日に逮捕以来一貫して容疑を否認した。その結果容疑を認め辞表提出に至るまで長期間を要し、加えて直ちに臨時議会を招集し市長の辞職を認めるべき所職務代理者及び議会はそれを怠り、結果として失職まで長期を要した。本来より高い倫理性を求められる市長の職にあるものは、逮捕に理由があればすぐさま辞職すべきであり、その後適切な対応がとられていれば市長の失職はもっと早く実現した筈である。

もともと稲田前市長の欺罔行為で起こった逮捕後の不当な長期在任期間への給与の支給は到底市民の理解を得られるものではない。

##### ・逮捕拘留以降の勤務実態のない期間中の給与支給の違法性について

##### 特別職の給与の支給方法について

和泉市の条例では特別職の退職時の給与の支払方法について定めたものがないため、次の第 8 条によるしかない。

##### (支給方法等)

第 8 条 特別職の職員の給料の支給方法に関し、この条例に定めのない事項については、一般職の職員の例による。

とされている。

これに関し後述する岐阜地方裁判所の平成 14 年(行ウ)第 13 号 町長給与等返還請求事件の判決で次のように言っている。

**「給与の支給方法は一般職の例による」と規定しているところ、その「給与」、「例によ**

る」及び「支給方法」については、次のように解釈すべきである。その「給与」、「例による」及び「支給方法」については、次のように解釈すべきである。

ア 「給与」とは、給料、通勤手当及び期末手当をいう(同条例2条)。

イ 「例による」という文言は、当該制度に他の同種の法律上の制度や法令の規定を包括的に当てはめるときに用いられる。したがって、他の制度に関する法令を当該制度にそのまま機械的に適用することができない場合があるが、その場合には、当該制度の趣旨、目的に沿って、他の制度に関する法令を合理的に解釈してこれを適用すべきである。

ウ 「支給方法」という文言は、地方自治法204条3項における「支給方法」と同様に解すべきであり、給与の「額」以外の支給に関する事項を広く包含し、給与の期間計算、支給期日等のほか、例えば、一定の場合に給与を減額したり、不支給としたりするか否かの基準等も含むものと解すべきである。

退職時の給与の支払いについて

一般職員の退職時の給与の支払いについては

(退職者の給料)

第8条 職員が退職し、又は死亡したときは、その当月分の給料の全額を支給する。ただし、懲戒処分又は欠格条項により解職された者には、前条第3項の規定により解職の日までの給料を支給する。

と定めている。市長には懲戒処分による退職は存在しないが、前述イの判決文の“**当該制度の趣旨、目的に沿って、他の制度に関する法令を合理的に解釈してこれを適用すべきである**”からして、今回の市長の逮捕・起訴に伴う退職は事案の性格上通常退職にあたる“職員が退職し、又は死亡したときは、その当月分の給料の全額を支給する”を適用するのは不適當であり、但し書きにある懲戒処分の場合を準用すべきである。

この場合前条第3項の規定とは

3 前項の規定により日割によって給料を支給する場合は、給料月額をその月の日数(勤務時間条例第4条第1項及び第5条に規定する日を除く。)で除した額に、当該事由の生じた日から以前又は以後の勤務日数を乗じて算出するものとする。

とあり、所謂日割りで給与を算出すべきと規定されている。

逮捕拘留中の給与について

ところで日割り計算の対象期間は前市長の解職日が前提となるが、逮捕されてから解職までの期間については、市長に勤務実態が存在しない。この場合の給与の取り扱いは和泉市職員の給与に関する条例第29条において

(給与の減額)

第29条 正規の勤務時間に職員が勤務しなかったときは、その勤務しないことについて任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第20条に

規定する勤務1時間当りの給与額を減額して支給する。

とあり、勤務実態が無い場合は給与を支給しないと謳われている。

稲田前市長は4月13日に逮捕以来勤務実態は無く、拘留期間中は弁護士以外の接見は許されず、一切の公務に関与できない状態で、すぐさま林助役が市長の職務代理者となった。

特別職が逮捕されたときの給与の支給については岐阜地方裁判所の平成14年(行ウ)第13号 町長給与等返還請求事件において勤務実態のない逮捕拘留期間中の給与を支給することは違法との判決が出ており、稲田前市長についても当該期間の給与を支給することは違法である。

#### ・一般職員との処分の不均衡について

本件発生と同年1月に誠に遺憾な事であるが、元和泉市生活環境部理事が詐欺容疑で逮捕された。この時の処分を見ると1月26日に逮捕され、起訴後2月8日付けで懲戒免職の処分がなされた。懲戒免職以降は条例に従い給与支給の対象外となり、逮捕後も給与の減額処分がなされるべきであったが、本人の有給休暇の申請を認め当該期間中の給与は支給された。有給休暇を認めた市の対応に問題はあがるが何れにしても逮捕後僅か10日余りで給与の支給が打ち切られた。

これに比べ前和泉市長の場合は5月分の給与迄支払われており逮捕後実に48日間の給与が支払われた事になる。本来より高い規範性が要求される市長の職にあるものの処分は一般職員より更に厳しい処分がなされるべきであり、その点から考えると本件の逮捕拘留以降の期間中の給与支給は著しく均衡を欠く処理であり、到底納得できるものではない。

#### (3) 具体的な損害の認定について

- ・平成17年4月分として13日以降18日分 591,733円(簡便的に暦日で算定)
- ・平成17年5月分全額 982,822円

#### (4) 措置請求事項

和泉市長は稲田前市長に対し前記損害額に相当する金額を市に返還をさせること。

## 2. 請求者

住所 和泉市緑ヶ丘2丁目13番地の10号

職業 オンブズ和泉代表

氏名

住所 和泉市緑ヶ丘2丁目13番地の10号

職業 和泉市市議会議員

氏名

地方自治法施行令第242条第1項の規定により、別紙事実証明を添え、必要な措置を請求します。

平成18年4月17日

和泉市監査委員 様

別紙事実証明

第一号 岐阜地方裁判所の平成14年(行ウ)第13号 町長給与等返還請求事件  
判決文(8ページ)

第二号 稲田前市長への給与支給額(和泉市提供)